

平成29年度第1回京都市都市計画局指定管理者選定等委員会摘録

日 時 平成29年5月25日(木) 16:00～17:30

場 所 下京区役所 第1会議室

出席者 委員 緒方委員, 宇野委員, 加藤委員, 南部委員

本市 鈴木都市計画局長, 箕都市企画部長, 吉田都市総務課長, 大岸歩くまち京都推進室  
企画課長, 藤田歩くまち京都推進室交通施設計画課長, 施設所管課, 事務局

(開会～委員紹介)

吉田課長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第1回京都市都市計画局指定管理者選定等委員会を開催します。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。この委員会につきましては、都市計画局が所管しております公の施設の指定管理者の選定について御審議いただきたくものでございます。委員長が選出されるまでの間、本日の司会を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、議事に入ります前に、今回の選定等委員会の委員に就任いただきました各委員の皆様を紹介させていただきます。</p> <p>～各委員の紹介～</p> <p>続きまして、本市の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>～本市出席者の紹介～</p>
------	--

(局長挨拶)

吉田課長	それでは、委員会の開会に当たり、都市計画局を代表し、都市計画局長の鈴木から一言御挨拶させていただきます。
鈴木局長	<p>改めまして、都市計画局長の鈴木でございます。都市計画局指定管理者選定等委員会の審議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、委員への就任を御快諾いただき、また、御多忙中にも関わらず、本日、御出席を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本市では、先程、現地見学いただいた京都駅八条口における2つの施設について、11月から指定管理者制度を導入したいと考えています。この2つの施設については、新幹線を含めた乗継ぎを円滑かつ快適にできるよう、私達のまちづくりでも非常に重要な施設と考えています。これらの施設に新たに指定管理者制度を導入することにより、財政的な面はもとより、民間による新しい発想を取り入れ、それぞれの施設が魅力と特色に溢れる施設になることを期待しております。先生方におかれましては、効率性はもちろんですが、サービス水準をどんどん上げていくことができるかと</p>

	<p>いったことも含め、様々な視点から活発な御審議をいただくことをお願いいたします。</p>
吉田課長	<p>誠に申し訳ございませんが、鈴木局長は、この後、他の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>【局長 退席】</p>

(指定管理者制度概略～資料確認～会議の成立)

吉田課長	<p>ここで、審議に入ります前に、指定管理者制度の概略について説明させていただきます。本市の指定管理者制度は、お配りしています「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき定められた「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に則り、運用されております。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために導入されているもので、この選定等委員会での審議、団体の選定の後、市議会の議決を経ることにより、民間事業者を含む幅広い団体に管理を委ねることができるようになります。</p> <p>今回は、昨年12月にオープンした京都駅八条口で運用している2つの施設、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都駅八条口タクシー待機場</li> <li>○ 京都駅八条口貸切バス乗降場等</li> </ul> <p>について、11月から指定管理者制度を導入する予定であり、委員の皆様には「選定方法及び選定基準の検討」、「募集要項の内容の検討」、「選定基準に基づく審査」等を行っていただきます。</p>
------	--

(会議の成立～委員長・副委員長の選出)

吉田課長	<p>はじめに、設置要綱第5条第3項の規定により、委員会の成立には委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員4名が出席されていますので、会議が成立していることを御報告します。次に、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、本委員会の委員長の選出をお願いします。委員長の選出は、同要綱により委員の互選によることとなっています。いかがいたしましょうか。</p>
加藤委員	<p>昨年度の指定管理者選定等委員会でも委員長を務められ、非常に行き届いた進行をしていただいた南部委員を委員長に推したいと思います。</p>
吉田課長	<p>加藤委員から南部委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>皆様御了解とのことですので。南部委員が委員長に選出されましたので、この後の委員会の進行は、南部委員長をお願いします。</p>

南部委員長	ただいま、委員長を仰せつかりました南部啓子です。委員の皆様におかれましては、円滑な議事運営に御協力いただきますよう、お願いします。早速ですが、まずは、設置要綱第4条第2項に基づき、副委員長の指名を行います。副委員長は、加藤委員にお願いしたいと思います。次に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。
吉田課長	会議の公開について、本委員会は設置要綱第6条により、原則公開とされています。ただし、同要綱第2条第2項に関わる事項、つまり事業者の選定に係る事項を審議する場合は、委員長にお諮りしたうえで非公開とすることができるとされています。本日は、当該事項についての審議は予定されていませんので、原則どおり公開とさせていただきますと考えておりますが、いかがでしょうか。 また、公開した会議は、会議録を作成し公表することとなっています。議事録の署名は、委員長、副委員長の署名にて行いたいと考えていますので、よろしくをお願いします。
南部委員長	ただいまの事務局の説明を踏まえ、会議を公開してもよろしいでしょうか。  (異議なしの声)  御異議がないようですので、本日の会議は公開により運営します。

(全体スケジュール及び施設の概要説明)

南部委員長	本題であります、指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議することとしますが、全体スケジュールと各施設の概要について、簡単に説明をお願いします。
吉田課長	それでは、はじめに、今回の指定管理者の選定に係る全体スケジュールについて、簡単に説明させていただきます。「全体スケジュール」を御覧ください。まず、本日の第1回指定管理者選定等委員会において、これから指定管理者の募集を行う2施設に関する募集要項、審査基準等の審議を行っていただきます。その後、6月2日から1箇月間、指定管理候補者の募集を行います。募集結果を取りまとめ、7月中旬に第2回委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション審査及び提出書類の審査を行います。審査結果に基づき、指定管理候補者を選定した後、9月市会に指定管理者を選定するための議案を提出します。そして、市議会の議決を経た後、京都市として指定管理候補者を指定管理者として選定し、11月1日から指定管理者による運営を開始する予定としております。  続きまして、今回、新たに指定管理者制度の導入を予定している2つの施設について、施設の概況、管理運営の状況を簡単に説明させていただきます。 まず、京都駅八条口タクシー待機場でございます。平成28年4月から供用を開始しており、51台のタクシー待機場の供用とあわせ、タクシーショットガンシステムを

導入しています。ショットガンシステムとは、駅から離れた別の場所、河原町十条交差点付近にある、第2タクシー待機場にタクシーを待機させ、駅前のタクシー待機場の空き状況に応じてタクシーを入場させることで、入場待ちのタクシーが八条通にあふれ出し、交通渋滞等を招かないようにしています。タクシー待機場の利用者、つまり、タクシー会社やタクシー運転手の方には、事前に登録いただいております。登録された方は、車両にICタグを取付け、1台1回につき、20円の使用料を納入いただいております。当施設の管理運営につきましては、平成28年4月から委託しており、タクシー乗り場、タクシー降り場、予約・大型タクシー乗り場、第2タクシー待機場と合せた一体的な管理運営を行っています。

続きまして、京都駅八条口貸切バス乗降場等でございます。平成28年12月から供用を開始しており、乗降場の容量は12台となっております。平成29年4月から、事前予約制を開始しており、試行期間である6月までは無料で利用をいただいているところですが、7月からは、料金制の導入を予定しています。料金につきましては、午前6時から午後6時までが、20分ごとに2,000円、午後6時から翌朝6時までが20分ごとに1,000円、ただし、10分までは無料としています。この10分は降車での利用を想定しているものです。管理運営につきましては、平成29年4月から委託しており、臨時バス降車場、公衆便所と合せた一体的な管理運営を行っています。また、修学旅行生や観光客の多い春や秋の繁忙シーズンにつきましては、タクシー待機場と同様、第2タクシー待機場を利用したバスショットガンの運用、東本願寺前のスペースを活用した、八条口の乗降場で収まりきらない貸切バスに対する円滑な運用も実施しています。

今後、2つの施設につきましては、指定管理者制度を導入し、事業者による管理運営を行うことで、利用者サービスの向上と経費の節減図ってまいりたいと考えています。なお、本日の審議に際しましては、施設の所管課から関係職員が出席しております。該当施設の審議の際の御質問等につきましては、関係職員からの回答となることでもありますので、あらかじめ御了解をお願いします。

(タクシー待機場の審議)

南部委員	ありがとうございました。それでは、指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議いたします。まず、京都駅八条口タクシー待機場における指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議します。事務局からの説明をお願いします。
吉田課長	京都駅八条口タクシー待機場指定管理者募集要項について御説明します。以下、当施設を「タクシー待機場」と呼ばさせていただきます。 「1 指定管理者の資格」についてでございます。 (1)から(8)までが、指定管理者の資格として、市の指定管理運用基本指針に京都市全体の標準として例示規定されているものです。

「2 指定期間」についてでございます。

指定期間については、サービスの継続性の確保、長期固定化による弊害の排除、計画的な管理運営等の観点から総合的に判断し、市の基本指針が原則4年以内となっております。

今回、年度途中の指定期間の開始となりますため、次回更新時が会計年度と同じになるよう、平成29年11月1日から平成33年3月31日まで、3年5ヶ月の指定期間としたいと考えています。

「3 施設の概要」についてでございます。

名称、設置目的、所在地、施設の内容（面積等）について記載しています。

タクシー待機場は、京都駅八条口に位置し、管理運営業務の範囲は約770㎡になります。

「4 管理運営に係る基本的事項」についてでございます。

(1) 基本的事項として、供用時間を記載しています。24時間運営となります。

(2) 職員の配置について、管理運営業務を適切に実施するための職員配置について記載しています。

(3) 管理運営業務に係る費用は、タクシー待機場からの収入をもって充てるものとします。また、指定管理者は、タクシー待機場の利用料金について、京都駅八条口旅客自動車待機場等条例に定める利用料金の範囲内で、市長の承認を得て定めることができるものとします。

(4) 指定管理者の収入等についてでございます。タクシー待機場の利用料金は指定管理者の収入として取り扱うものとします。また、タクシー待機場の稼働率向上を図るため、指定管理者の経営努力により、収入が支出を上回る場合、申請者において、タクシー利用者の利便性向上のための取組や指定管理者から京都市への納付金について、提案することとします。

参考に、平成28年度に委託して実施している同事業の利用状況及び収入金額について記載しています。

(5) サービスの向上は、施設利用者の増加に向けた取組を行うよう、努力義務を示しています。

(6) 物品の管理に関しましても、管理者としての注意義務を付しております。

(7) 業務の再委託について、包括的な業務の再委託は認めておりません。個別具体的な業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、協定書上に記載したのみ認めることとしています。

(8) 調査・監査・検査は、こうした監査を受ける可能性があることを示したものです。

(9) 秘密保持義務

(10) 個人情報の保護

(11) 情報公開

(12) 法令等の遵守については、必要な措置を講じるとともに、法令を遵守するよう示しています。

- (13) 危機管理対応は、災害発生時等に、京都市や関係機関への通報等が必要な対応、危機管理体制の構築のために、訓練を行うことなどを示したものです。
- (14) 環境への配慮は、節電等の、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生抑制等による環境への配慮を求めるものであります。
- (15) リスクの負担区分については、表にまとめたとおりですが、予測されるリスクの詳細については、協定書を締結する段階で、双方協議のうえ、定めていくこととなります。
- (16) 各種報告書の提出及び公表については、条例に基づく年度ごとの事業報告書と、それぞれの施設における各種定例報告書の提出を求めるものです。
- (17) 事業継続が困難となった場合の措置については、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合と不可抗力による場合の取り扱いについて示したものです。
- (18) 帳簿書類等の保存年限については、帳簿閉鎖時より5年間保存するよう示したものです。

5「業務の概要」についてでございます。

- (1) タクシー待機場、タクシー乗り場、タクシー降り場、予約・大型タクシー乗り場、第2タクシー待機場（鴨川西ランプ）、路上の誘導表示機及びその他施設等の監視業務に関すること。
- (2) タクシーショットガンの運用に関すること。
- (3) タクシー待機場利用に関する事務手続きに関すること
- (4) タクシー待機場等の保守管理、清掃業務に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、タクシー待機場等の運営に関し、京都市が必要と認める事業に関すること。

としており、タクシー待機場の管理運営に関する業務を記載しています。詳細は別紙として添付している、「京都駅八条口タクシー待機場管理運営業務仕様書」に記載しています。

引き続きまして、6「選定の手順」についてでございます。

本日、審議いただいた後、6月2日に広報発表、同日募集要項等の配布を開始する予定です。もちろん、本日の審議の結果次第では変更致しますので、あくまでも「案」であることを御了解いただきますようお願いいたします。

質疑の受付は、6月2日から6月14日までとし、6月23日に京都市のHP上で質疑に回答することを予定しております。

応募申請書・添付書類の受付は、6月26日から7月3日までの1週間です。

本日の会議の最後に日程調整をさせていただきますが、7月上旬から7月中旬頃には、再度、皆様にお集まりいただき、第2回の選定等委員会を開催し、その際に応募者からの提案の審査を行いたいと考えています。

また、後ほど御提案申し上げますが、今回の委員会においては、競合の有無に関わらず、プレゼンテーション審査を行うこととしたいと考えております。

次に、応募の手続きです。

7「応募方法等について」でございます。

応募には、13ページ以降にある書類を提出することを求めています。ただし、任意の団体にあつては、一部の書類の提出の免除について、相談に応じるという記載にしております。これは、地域住民が集まった団体では、なかなか書類の提出が難しい部分があるため、その部分について記載したものです。

受付期間は、先ほど説明したとおりです。

受付方法は、持参に限りまして、特に、添付書類は、書類の確認等を行う必要があるため、事前に電話連絡を求めています。

受付場所は、事務局である都市総務課としています。

(2) 質疑

(3) 回答

質疑及び回答の日時については、先ほど御説明したとおりです。

質疑については、電子メールでも受け付けますが、受付期間内に京都市が受け取ったもの以外は受け付けません。受付場所は提出場所と同じく、都市総務課とします。

回答については、ホームページに掲載します。回答文は要項と同等の効力を持ち、募集期間中、施設の所管課にて配布を行います。

(4) 追加書類の提出及び運営する施設等の実地調査について、京都市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、またはヒアリングを行うものです。

(5) 施設の見学会について、応募の際に施設の見学を希望される団体がある場合、6月6日までの期間で受け付けし、6月9日9時半から12時までの間、施設見学会を実施いたします。

(6) プレゼンテーションの実施について、先ほども申しましたとおり、競合の有無に関わらず、第2回委員会において、プレゼンテーション審査を実施したいと考えています。

以下は、事務的な話となります。

(7) 著作権の帰属等、(8) 費用の負担について、応募しようとする団体にあらかじめ了解いただくための記載です。

(9) 申請の辞退について、様式は任意ですが、必ず文書にて提出するよう求めるものです。

(10) 資料の取扱いについて、京都市が提供する資料の取扱いについての注意書きです。

(11) 留意事項として、応募しようとする団体及び応募した団体が、指定管理者の候補の選定に関して、選定等委員会の委員と接触することを禁じるものです。接触の事実が認められる場合には、失格になることもあるということを表記しています。

8「指定候補者の選定」について でございます。

(1) 指定候補者の選定方法について、選定等委員会の意見を聴取したうえで、市長が決定します。「(6) 協定書の締結」、「(7) 市会の議決及び指定管理者の指定」にあるとおり、候補者の選定後、仮協定書を締結し、市会への議案の提案と議決を経た後、

本協定書の締結をもって指定管理者として決定するということとなります。  
また、複数応募があった場合、第2候補者、第3候補者も合わせて選定します。

(2) 選定等委員会について、役割及び委員の皆様のお名前を記載しています。

(3) 審査基準について、提出書類やヒアリング等の結果を基に、選定等委員会が次の基準で審査を行います。

「ア 審査基準」に示す(ア)から(ウ)は、市の基本方針に沿ったものです。  
次に、「イ 審査項目」ですが、これは次ページの表に記載しています。各々の項目について、0点から5点の6段階評価となり、0点は原則、記載がない場合等に評価することとします。

こうした評価点に各係数を乗じて算出した得点の合計を踏まえ、指定候補者を選定することとしています。より重要であると認められるものについては、3倍の15点満点、それ以外の項目を5点満点とし、全体で180点満点とすることとしています。

審査項目の分類としましては、

I 「指定管理者としての適格性及び能力」

II 「事業運営に関する計画」

III 「経営管理に関する計画」

があり、

「指定管理者の適格性及び能力」では、長期間安定的に一定以上のサービスが提供できるかどうかの審査を、

「事業運営に関する計画」では、ハード施設の管理部分と、ソフト事業の展開といった両方をどのように執り行うのか、また、優れた提案がなされているかどうかを中心に審査します。もちろんそれぞれの提案を確実にを行うための裏付けとして、運営体制やサービス向上の取組を審査内容としています。

次に、「経営管理に関する計画」では、提案された企画がどのように金銭的な裏付けがあるのかを審査します。

こうした審査項目・審査内容に基づき、評価点を配点していきます。

係数の高い特徴的な審査内容について個別に説明します。係数の高い項目には「内容」欄に◎を記載しています。平成27年11月に「京都市公契約基本条例」が施行され、同条例に規定されている、「市内中小企業の受注等の機会の増大を図る」観点から、『運営主体』項目の係数を高く設定しています。次に、タクシーショットガンを利用した待機場場については、平成28年4月から運用開始し、今後も適正な運用を継続していくためには、タクシーショットガンシステムの効率的な運用、長期的なシステムの維持管理できる能力及びタクシードライバーへの指導・啓発並びにタクシー利便性の向上が重要視されます。このため、事業運営に関する計画についての『事業の企画・実施』、『市内中小企業の活用等』、『利便性向上の取組』、『広報』の係数を高く設定しています。また、経営管理に関する計画として、『収入が支出を上回る場合の取組』の係数を高く設定し、利便性の向上の取組及び京都市への納付金についての提案をしていただきます。

	<p>(4) 審査結果について、指定候補者の選定は、8月上旬の予定です。</p> <p>(5) 指定候補者の選定等の公表について、指定候補者の選定後、応募の概況、経過、応募者名簿等、指定候補者の総得点を含む審査内容の概要について、公表する予定です。</p> <p>(6) 協定書の締結、(7) 市会の議決及び指定管理者の指定については、先ほど説明しましたので割愛します。</p> <p>(8) 労働関係法令遵守状況報告書の提出について、京都市公契約基本条例に基づき、本市が発注者となる一定金額以上の工事請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定に従事している労働者の適正な労働環境の確保を図るため、受注者等に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するための「労働関係法令遵守状況報告書（以下「遵守状況報告書」）の提出を求めることとなったことから、項目を設定しています。</p> <p>(9) 第2候補者及び第3候補者との交渉について、指定管理者と協定や指定が成立しない場合、第2候補者、第3候補者と順次交渉することを明記し、それぞれその資格の有効期限について記載しています。</p> <p>9「その他」について</p> <p>(1) 業務の休廃止、(2) 指定の取消等、(3) 原状回復及び引継ぎ、(4) 市税に関する留意事項については、</p> <p>応募しようとする団体により分かりやすく説明するため、記載しております。</p> <p>10「問合せ先」について</p> <p>事務局として都市総務課を記載しております。</p> <p><b>【別紙】</b>について</p> <p>各審査項目に応じた提出書類を求めています。本市指定管理の基本指針にもありませんとおり、応募者の負担を減らすため、パンフレットを除き各1部としております。長くなりましたが、以上で説明を終了します。</p>
南部委員長	<p>どうもありがとうございました。最初の議題である京都駅八条口タクシー待機場を題材に、共通事項も詳しく説明いただきました。それでは、質疑に移ります。事務局からの説明の中で気になった部分や修正してもらいたい部分等がありましたら、ここで出させていただきますようお願いいたします。皆さんの意見を出してもらった後、採決を取ることとします。ただいまの説明に関し、何か御質問はございますか。</p>
緒方委員	<p>6月2日に広報して、7月3日まで受け付けるということだが、指定管理者として広く募集を募るという観点から、この期間の設定は、標準というか、妥当なものなのでしょうか。</p>
吉田課長	<p>周知期間が短いという御指摘かと思いますが、京都市の指定管理制度の指針により、審議会で募集要項を検討した後、1ヶ月程度の募集期間を設けるということになっています。新たな施設に指定管理者制度を導入するに当たり、周知の期間が短いのではという御意見もあるかと思いますが、今年の2月市会において、指定管理者制度を導入するための条例改正を行っており、指定管理者制度の導入については市議会を通じ</p>

	て広く告示させていただいたところですが、御指摘を踏まえ、より充実させる方法について、制度の所管課である経営改革課とも協議をさせていただきます。
緒方委員	既に業務委託により運営されているということで、現在の受託者は業務のことが良く分かっていると思いますが、今回の広報で全く初めて知る方との差が気になったので質問させていただきました。
旗部長	過去から続く一連の京都駅前の取組ということで、業界関係者の方々は以前から今回の指定管理者制度には興味を持っていただいていたかとも思います。また、募集する際の標準的な手順ではありますが、募集要項の公開後、一定期間質問を受け付け、見える形で回答するというも行っていますので、そういったことも含めて情報提供をさせていただきます。
南部委員長	他にはありませんか。
加藤副委員長	2点確認させていただきたい。1点目は、11ページの審査結果の公表についてですが、得点も公表するのでしょうか。2点目は、競合がなかった場合でも、ふさわしい候補者として市民に説明していく必要があるかと思いますが、審査における最低基準のような考え方はあるのでしょうか。
吉田課長	1点目の審査結果の公表については、5人の委員の点数を平均にして、かつ100点満点に換算した点数を公表する予定です。2点目は、競合がない場合においても、指定管理者に運営する能力があるかどうかを評価いただくために審査を行うこととしており、場合によっては該当者なし、再募集を行うということも考えられます。最低基準点を設けている訳ではありませんが、評価方法として、1項目につき0点から5点の配点があり、標準であれば3点になるため、100点満点にしたときの60点の一つのラインになるかと思います。
宇野委員	今の議論とも関係しますが、評価項目に対する基準、たとえば、こういった内容になっていれば真ん中くらいの点数をつけるとか、そういった目安や考え方はあるのでしょうか。
吉田課長	第2回の委員会で実際に審査をしていただく際には、審査の目安も添えて皆様に審査していただきたいと考えています。例えば、類似施設の運営実績という項目では、類似性が低い施設の運営実績のみの場合は1点、類似施設を良好に管理した実績があれば3点、多くの類似施設を良好に管理した実績があれば5点等、一定の目安を示したうえで審査いただく予定です。
南部委員長	審査項目に、収入が支出を上回った場合の利便性向上のための取組または京都市への納付金の設定等がありますが、どちらの方が加点されるのでしょうか。
吉田課長	どちらがより重要ということではなく、どちらとも評価することになります。民間の発想でサービス向上につながるような提案をいただきたいと考えています。
南部委員長	他に御質問等がなければ、事務局から説明があった案全体について、賛成の方の挙手を求めます。  (賛成多数)

	賛成多数ですので、そのとおりに取り扱います。
--	------------------------

(貸切バス乗降場等の審議)

南部委員長	続いて、京都駅貸切バス乗降場等における指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議します。事務局から説明をお願いします。
吉田課長	<p>都駅八条口貸切バス待機場等募集要項について御説明いたします。以下、当施設を「貸切バス乗降場」と呼ばさせていただきます。「貸切バス乗降場」については、個別事項のみ説明させていただきます。</p> <p>「3 施設の概要」についてでございます。</p> <p>「京都駅八条口貸切バス乗降場」と、同乗降場が満車の場合に使用する「京都駅八条口貸切バス臨時降車場」があり、名称、設置目的、所在地、施設内容、面積等については記載のとおりでございます。</p> <p>「4 管理運営に係る基本的事項」についてでございます。</p> <p>(1) 基本的事項として、供用時間を記載しております。</p> <p>(2) 職員の配置は記載のとおりです。</p> <p>(3) 管理運営業務に係る費用は、貸切バス乗降場等からの収入をもって充てるものとします。また、指定管理者は、貸切バス待機場の利用料金について、京都駅八条口旅客自動車待機場等条例に定める利用料金の範囲内で、市長の承認を得て定めることができるものとします。</p> <p>(4) 指定管理者の収入等についてでございます。貸切バス乗降場等の利用料金については、指定管理者の収入として取り扱うこととし、貸切バス乗降場等の稼働率向上を図るため、指定管理者の経営努力により、収入が支出を上回る場合、申請者において、貸切バス利用者の利便性向上のための取組や指定管理者から京都市への納付金について、提案することとします。</p> <p>続きまして、5「業務の概要」についてでございます。</p> <p>(1) バスショットガン運用を考慮した予約制，料金制に向けてのシステムの導入に関すること</p> <p>(2) 貸切バス乗降場，貸切バス臨時降車場，貸切バス待機場，京都駅八条口駅前広場公衆便所及び水飲み場の運用に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか，貸切バス乗降場等の運営等に関し，京都市が必要と認める事業に関すること。</p> <p>としており，貸切バス乗降場等の管理運営に関する業務を記載しています。詳細は別紙として添付している，「京都駅八条口貸切バス乗降場等管理運営業務仕様書」に記載しています。</p> <p>6「選定の手順」については，共通事項ですので省略します。</p> <p>次に，応募の手続きです。</p>

	<p>7 「応募方法等について」の(5) 施設見学会につきましては、先程のタクシー待機場と同じ日程としています。</p> <p>8 「指定候補者の選定」についてでございます。</p> <p>(3) 審査基準をご覧ください。</p> <p>「タクシー待機場」と同様、「市内中小企業の受注等の機会の増大を図る」観点から、『運営主体』項目の係数を高く設定しています。</p> <p>次に、貸切バス乗降場等の運用については、24時間対応、春の修学旅行シーズンはじめとした繁忙期の運用、旅行業者やバス事業者への案内、周知及び連携並びに利用者への利便性の向上等が重要視されます。このため、事業運営に関する計画についての『運営の企画・実施』、『市内中小企業の活用等』、『利便性向上の取組』、『広報』の係数を高く設定しています。</p> <p>また、経営管理に関する計画として、『収入が支出を上回る場合の取組』の係数を高く設定し、利便性の向上の取組及び京都市への納付金についての提案をしていただきます。</p> <p>9 その他につきましては、共通で、10 問合せ先については事務局として都市総務課を記載しています。</p> <p>提出書類等については、先程のタクシー待機場と共通様式を使用しています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
南部委員	<p>それでは、質疑に移ります。事務局からの説明の中で気になった部分や修正が必要な部分等ありましたらお願いします。先程と同様、皆さんの意見を出してもらった後、採決を取ることにします。</p> <p>ただいまの説明に関し、何か御質問はございますか。</p>
加藤副委員長	<p>「ショットガン」システムの「ショットガン」はどこからきた言葉でしょうか。銃からであれば、武器の名前を使うことが、パブリックな施設で市民にどう響くものか、引っかかる方もいるのではないのでしょうか。そういう呼び方が業界で定着しているとは思いますが、表現を御検討いただけないのでしょうか。</p>
旗部長	<p>この手法を考案した時から、議会等でもこの名称で説明してきましたが、そのような視点で見直すことも必要かと思えます。貴重な御指摘として検討させていただきます。</p>
大岸課長	<p>「ショットガン方式」というのは国でも一般的に使われており、一般化された名称であることは事実であります。タクシーを弾に見立てて、順次装填することを模しているのでショットガンという名称になっているのかと思えますが、表現方法は検討させていただきます。</p>
宇野委員	<p>2点質問させていただきたい。1点目は、タクシーには収入実績の記載があるが、バスでも何らかの情報を示すことができないのでしょうか。2点目は、バスの運用においては、列車等の遅延に対してどのように対応するかといったことが非常に重要であると考えます。難しい課題ではあるが、これを審査項目に落とし込んで、チャレンジする事業者を評価することはできないのでしょうか。</p>

大岸課長	収入状況については、10分以内の利用は料金がかからないという点がネックとなり、利用台数×利用料金で必ずしも収入に直結しないところがあります。「これだけの利用が見込まれるが、そのうち料金の発生しない部分が一定ある」といった注釈を加えるなど、検討させていただきます。2点目の遅延対応については、重要項目である「運営の企画・実施」において提案されることを想定していますが、審査項目の摘要欄に例示し、応募者からの提案を促すようにさせていただきます。
南部委員	収入の予測がつかないという点は、私も応募者からどう映るのかと思うが、どうにもならないものではないでしょうか。
歩くまち京都推進室	仕様書に料金の設定について記載しているので、利用状況と併せて一定想定いただけるものと考えています。
吉田課長	現在行っている委託業務の実績から、最新の予約状況や稼働台数など、示すことができる情報がないか検討させていただきます。
南部委員	他に御質問等がなければ、事務局から説明があった案全体について、賛成の方の挙手を求めます。  (賛成多数)  賛成多数ですので、そのとおりに取り扱います。
吉田課長	本日の委員会での御審議を受けての募集要項等の文言修正については、事務局で修正案を作成のうえ、委員長に確認いただくことでよろしいでしょうか。  (異議なし)

(今後の選定作業について)

南部委員	施設に関する審議は以上となります。最後に、今後の選定作業に向けた意見交換をお願いします。事務局から説明をお願いします。
吉田課長	2点御説明させていただきます。 はじめに、今回御審議いただいた審査基準による選定の具体的な方法についてでございます。選定につきましては、委員自らの審査が原則となっております。したがって、事務局で応募書類のとりまとめをさせていただいた後、次回の第2回委員会において、委員の皆様へ審査していただくこととなります。 次に、選定の手順の際にも説明しました、申請団体によるプレゼンテーションの機会ですが、当委員会の意見や提案を施設運営に活かしていただくため、競合の有無に関わらず、実施させていただくことで、よろしいでしょうか。
	事務局から説明のありました2点について、何か御意見等ございましたらお願いします。
宇野委員	書類審査とプレゼンテーション審査があるということですが、どちらかに重みがあるのか、総合的に勘案して評価するのでしょうか。

吉田課長	一般的には申請書類に基づいてということになりますが、プレゼンテーション審査で熱意等も確認いただき、総合的に評価いただきたいと思います。
南部委員長	他に何か御意見等ございましたらお願いします。  (特になし)  以上を持ちまして、本日より予定していた審議を終了しました。委員の皆様におかれましては、円滑な審議への御協力、ありがとうございました。次回の委員会では、審議いただいた募集要項に基づき応募のあった事業者からの提案説明を受けることとします。  【事務局による次回の日程調整の後、閉会】